

朝倉市復興計画骨子（案）（参考資料）

基本理念① 安心して暮らせるすまいとコミュニティの再生

地域とのつながりを維持しながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる住環境を整備し、すまいと暮らしの再建、コミュニティの再生を図ります。

（１） 安心して暮らせる住環境の整備**ア 生活基盤の復旧・再整備**

河川、道路、橋りょう、上下水道、消防水利等については、より安全で安心できる市民生活の実現に向けて整備します。

イ すまいの再建支援

応急仮設住宅の整備による一時的な居住の確保や被災した住宅の解体・撤去の支援など、1日も早く元の生活を取り戻すことができるよう、すまいの再建を支援します。

ウ 災害公営住宅等の整備

自力再建が困難な被災者の新たなすまいの確保を図るため、被災前のコミュニティの維持にも配慮しながら、災害公営住宅等の整備に取り組みます。

エ 安全な地域の再生方策や集団移転等の可能性検討

特に被害が甚大な地域については、地域における土地利用の在り方や流出した土砂の有効活用などを含め、安全な地域の再生方策について検討するとともに、地域住民の意向を前提として、集団移転等の可能性についても検討します。

オ 暮らしに関する総合的な支援

地域支え合いセンターを設置し、被災者の生活再建に向け住環境の整備と合わせて福祉・医療・衛生・教育・雇用など総合的に支援します。

（２） コミュニティ等の維持・再生**ア コミュニティ支援**

コミュニティの維持・再生が円滑に行われるよう、コミュニティ活動や地域行事等への支援を検討します。

イ 地域の再生・発展に向けたまちづくり

地域住民と行政が一体となり、地域の再生・発展に向けたまちづくりに取り組みます。また、小学校跡地等の公有地について、地域住民の意向に配慮しつつ、地域において果たすべき役割を踏まえ、今後の活用方策を検討します。

ウ 地域資源等の再生・保全

豊かな自然環境や景観、多彩な歴史・文化資源等の再生・保全に取り組み、地域の再生・発展を支援します。

※これまでの地区別復旧・復興推進協議会等での意見を踏まえた復旧・復興施策の方向性であり、具体的な施策については、今後検討を重ねていきます。

基本理念② 市民の命を守る安全な地域づくり

国や県、地域と協働し、防災・減災のためのハード事業とソフト事業を総合的に取り組み、今回の災害と同規模以上の降雨に対応する安全な地域づくりを進めます。

(1) 防災・減災のための基盤整備

ア 二次災害の防止対策

二次災害を防止するため、早急に応急復旧を行います。特に、河川の流木、河道の応急復旧等、梅雨に備えた対策を早期に講じます。

イ 住民の意見を踏まえた河川・道路等の復旧・再整備

河川・道路等の復旧に当たっては、市民の安全を第一に考え、早期に計画の内容、スケジュール等を地域住民と共有するとともに、可能な限り地域住民の意見を踏まえた復旧・再整備となるよう取り組みます。

ウ 砂防・治山等の安全対策

国や県とも協力し、砂防、治山等の安全対策を実施します。

エ ため池の復旧等

被災したため池の復旧工事を行うとともに、より安全性を高めるための見直しを進めます。

オ 既存施設の安全性の検証

被害を免れた河川・橋りょう等の安全性を確認し、必要に応じて防災・減災のための整備を進めます。

(2) 地域防災力の向上

ア 地域防災計画の見直し

地域防災計画の見直しを行い、災害時における多様な情報収集・情報伝達手段の確保や関係機関との連携など、各分野の対策を強化し、更なる地域防災力の向上を図ります。

イ 防災組織の育成・強化

自主防災組織の育成・強化及び消防団員の確保に継続して取り組みます。

ウ 各種ハザードマップ等の見直し

各種ハザードマップ（洪水、土砂災害等）や自主防災マップを早期に見直すとともに、継続的な避難訓練の実施等、効果的な防災対策について検討します。

エ 避難場所等の検討

避難場所や避難経路を見直すとともに、河川監視カメラや水位計の設置等についても検討します。

オ 防災意識の維持・向上

浸水実績や土砂災害危険区域の表示板の設置等を行い、防災教育・被災体験の伝承等を通じた防災意識の維持・向上を図ります。

※これまでの地区別復旧・復興推進協議会等での意見を踏まえた復旧・復興施策の方向性であり、具体的な施策については、今後検討を重ねていきます。

基本理念③ 地域に活力をもたらす産業・経済の復興

農地等の産業基盤の早期復旧を行うとともに、農業や林業、商工業等の産業復興に向けた取組を支援し、地域産業の再生と地域経済の活性化を図ります。

(1) 産業基盤の早期復旧

ア 農地・農業用施設等の復旧

甚大な被害を受けた本市の基幹産業である農林業再生に向け、農地や農業用施設、林道の復旧を早急に行います。

イ 農地・森林の基盤整備検討

特に被害が甚大な地域については、河川・道路等の計画や地域住民の意向を踏まえ、より効率的な営農が可能となる農地の基盤整備や堆積した土砂の活用方策について検討します。森林においては、作業道等の復旧・新設等を支援します。

ウ 営農・経営再開支援

被災した農林商工業者等に対して営農・経営相談を強化し、事業再開を支援します。

(2) 産業・経済の振興

ア 農業振興

甚大な被害を受けた河川流域において災害復旧事業で整備された優良農地を担う将来の担い手づくりを、地域と関係機関が一体となって進めていきます。

農地の流動化、集約化を促し、被災農家、生産拡大を志向する農家、さらには新規就農を目指す者を支援します。

県内外に誇れるブランド農産物である万能ねぎ・柿・梨などの産地復興とともに、収益性の高い園芸作物の生産拡大を進めます。

イ 林業振興

施業の集約化等の効率的な生産体制の整備や担い手の育成など林業を振興するとともに、森林の持つ水源かん養機能等の持続的な発揮に向けた取組を支援します。

ウ 観光振興

豊かな自然環境と多彩な地域資源を活かし、積極的な情報発信等を行いながら、観光の振興に取り組みます。

エ 経済の活性化

経済の活力を早期に取り戻すとともに、商工業の活性化を図り、働く場のあるまちづくりを進めます。

オ 経済基盤の強化

高速道路の3つのインターチェンジをはじめとする交通アクセスの利便性を活かし、企業誘致等による経済基盤の強化やインターチェンジ周辺の利便性向上に取り組みます。

※これまでの地区別復旧・復興推進協議会等での意見を踏まえた復旧・復興施策の方向性であり、具体的な施策については、今後検討を重ねていきます。